

| 「専利審査指南」<br>(2010 年 2 月 1 日より施行) | 「専利審査指南改訂草案（意見募集稿）」 <sup>1</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  | <p><b><u>第六部分 意匠国際出願</u></b></p> <p><b><u>第一章 意匠国際出願に関する事務的処理</u></b></p> <p><b><u>1. 序文</u></b></p> <p>本章は、出願人が意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、ハーグ協定と略す）に基づいて、専利局を通じた意匠国際出願の提出、費用の納付、及び中国を指定した意匠国際出願の国内手続における手続審査と事務的処理の特別規定に関する。意匠国際出願の国内手続において国内出願と同一のその他の問題について、本章に説明及び規定がない場合は、本指南第一部分、第五部分の規定を参照する。</p>                                                                                                                                          |
|                                  | <p><b><u>2. 意匠国際出願の提出</u></b></p> <p><b><u>2.1 提出ルート</u></b></p> <p>意匠国際出願は国際事務局に直接提出することができる。意匠国際出願の出願人が中国に経常的居所又は営業所がある場合、専利局を通じて国際事務局に意匠国際出願を提出することができる。</p> <p>専利局を通じて提出された意匠国際出願は、専利局が指定した部門に提出しなければならない。紙形式で書類を提出することもでき、指定された方法による電子形式で書類を提出することもできる。</p> <p><b><u>2.2 送付と送付しない</u></b></p> <p><b><u>2.2.1 受領日の確定</u></b></p> <p>国際事務局は受領日を、国際出願日を確定するための基礎とする。専利局を通じて提出した場合、国際事務局が専利局の受領日から 1 月以内に当該意匠国際出願を受領したとき、専利局の受領日を国際事務局の受領日とみなす。</p> |

<sup>1</sup> 原文は国家知識産権局の公式サイト [https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art\\_75\\_166474.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html)

**2.2.2 送付条件**

意匠国際出願が次に掲げる条件を満たしている場合、専利局は国際事務局に送付する。

- (1) 出願人のうち少なくとも一人が中国に経常的居所又は営業所を有していること。
- (2) 出願人のうち少なくとも一人が中国を出願人の締約国として選択している。
- (3) 英語で意匠国際出願書類を作成している。
- (4) ハーグ協定に規定された正式の様式を使用している。
- (5) 出願に意匠の画像又は写真が含まれている。
- (6) 中国本土の中国語の通信のための宛先情報を含む。
- (7) 出願書類に法律、社会道徳に違反する又は公共の利益を妨害する情報が含まれてはいけない。

意匠国際出願に中国が指定された場合、出願人は意匠国際出願の中国語の翻訳文を提出することができる。

**2.3 送付と送付しない手続****2.3.1 書類の処理**

専利局は意匠国際出願の受領後、次に掲げる書類の処理を行う。

- (1) 受領日の確定：出願人が専利局を通じて意匠国際出願を提出した場合、専利局が実際に受領した日を受領日とする。
- (2) 提出番号の付与：専利局は意匠国際出願を受領した順番に提出番号を付与する。

**2.3.2 送付手続**

意匠国際出願が送付条件を満たしている場合、送付手順は以下の通りになる。

- (1) 国際事務局にデータを送付する：国際事務局に書類のスキャンデータ及び受領日などを含む意匠国際出願の電子データを遅滞なく送付する。
- (2) 送付通知を発行する：意匠国際出願データの送付完了後、出願人に送付通知を発行し、出願人に送付した時間及び書類リストを告知する。

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p><b>2.3.3 送付しない手続</b></p> <p>意匠国際出願が送付条件を満たしていない場合、出願人に送付しない通知を発行し、出願人に送付しない理由を告知する。</p> <p>専利局に直接手渡した意匠国際出願が送付条件を満たしていない場合、直接当事者に理由を説明し、受け取らない。</p> <p><b>2.3.4 送付通知と送付しない通知の送信方法</b></p> <p>出願人が紙形式で意匠国際出願を提出した場合、専利局は出願人の提供した中国本土の中国語の通信のための宛先情報に基づいて通知を送付する。電子文書形式で意匠国際出願を提出した場合、専利局は電子文書形式で通知を送付し、出願人は専利電子出願システムのユーザー登録合意に規定する方法に従って受け取らなければならない。</p>                                                                                                                                                                      |
|  | <p><b>3. 国内段階に移行する意匠国際出願の事務的処理</b></p> <p><b>3.1 中国における出願日の確定</b></p> <p>ハーグ協定に基づいて国際登録日がすでに確定され、中国を指定した意匠国際出願は、専利局に出願した意匠専利出願とみなす。当該国際登録日は専利法第 28 条にいう出願日とみなす。</p> <p><b>3.2 国内出願番号の付与</b></p> <p>意匠国際出願が国際事務局によって公表された後、専利局は国際事務局から送付された中国を指定する意匠国際出願に対して国内出願番号を付与し、それを電子データベースに記録し、後続の審査を行う。</p> <p><b>3.3 その他の書類の受理</b></p> <p><b>3.3.1 その他の書類の受理条件</b></p> <p>意匠国際出願の公表後、意匠国際出願の当事者が専利局に関連手続をするときに、中国語を用いて規定を満たした関連書類を提出し、国内出願番号を明記するとともに、専利法第 18 条の規定に基づいて委託手続をしなければならない。</p> <p>その他の規定については、本指南第五部分第三章第 3.1 節の規定を適用する。</p> |

### 3.3.2 その他の書類の受理手続

本指南第五部分第三章第 3.2 節の規定を適用する。

### 3.4 分割出願の受理

意匠国際出願の分割出願について、本指南第五部分第三章第 2.3.2.1 節の規定を満たしていることのほか、分割出願の願書に原出願の出願日と原出願の出願番号が記入されているか否かを確認しなければならない。この原出願の出願日はその国際登録日でなければならない。原出願の出願番号は原出願の国際登録番号を記入する。この分割出願は国内出願に基づいて処理する。

### 3.5 公告手続

意匠国際出願に対して保護の付与の決定が行われた後、専利局は中国語にて公告する。当該意匠専利権は公告の日より中国において発効する。

### 3.6 関連手続の審査

#### 3.6.1 書誌的事項の変更

意匠国際出願の出願人（又は専利権者）が権利の変更、名称及び/又は住所の変更、国際事務局における代理事項の変更の場合、当事者は国際事務局に関連手続を行わなければならない。

意匠国際出願の出願人（又は専利権者）の権利の変更の場合、当事者は国際事務局に関連手続をするほか、さらに専利法実施細則第 150 条の規定に基づいて、専利局に証明書類を提出しなければならない。証明書類は本指南第一部分第一章第 6.7.2.2 節及び第 6.7.2.6 節の規定を適用する。証明書類が外国語で作成されている場合、同時に書誌事項の中国語の翻訳文を添付しなければならない。証明書類が提出されていない場合又は提出された証明書類が不合格な場合、審査官は国際事務局に当該権利の変更は中国にて効力を発生ないことを通報しなければならない。

意匠国際出願の専利局における専利代理事項又は連絡者事項の変更について、当事者は本指南第一部分第一章第 6.7 節の関連規定に基づいて手続を行わなければならない。

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p><b><u>3.6.2 権利の回復</u></b></p> <p><u>意匠国際出願の当事者が遅滞なく拒絶の通報に応答せず、その専利出願は取り下げられたものとみなされた場合、当事者は本指南第五部分第七章第 6 節の関連規定に基づいて権利回復を請求することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|  | <p><b><u>4. 費用納付の特別規定</u></b></p> <p><b><u>4.1 国際手続費用の納付</u></b></p> <p><u>意匠国際出願の国際手続関連費用については、国際事務局に直接納付しなければならない。専利局を通じて意匠国際出願書類を提出した場合、専利局を通じて国際事務局に国際出願の関連費用を納付することができる。</u></p> <p><u>専利局を通じて費用を納付した場合、当事者は提出番号を根拠に費用を納付しなければならない。当事者は関連費用をオンラインで納付するか、又は直接専利局に直に納付するかを選択することができる。費用を納付する際には、正確な提出番号及び納付する費用の名称を明記しなければならない。上記規定を満たさない場合、費用納付手続を行わなかったものとみなす。</u></p> <p><u>専利局を通じて納付した国際出願関連費用はすべて国際事務局に渡し、国際事務局の口座に費用が入金された日を納付日とする。中国を指定した意匠国際出願は、国際事務局が個別指定費を受領した後、専利局に渡す。専利局は前記関連費用の返還を行わない。後続の費用に関することは当事者が国際事務局に直接連絡する。</u></p> <p><b><u>4.2 国内手続費用の納付</u></b></p> <p><u>意匠国際出願の公表後、当事者が国内手続関連費用を納付する場合、国内出願番号で納付しなければならない。</u></p> <p><u>意匠国際出願が優先権を主張する場合、国際出願公表日より 2 月以内に優先権主張費を納付しなければならない。優先権主張費は国際登録番号で納付することができる。</u></p> |
|  | <p><b><u>第二章 国内段階に移行した意匠国際出願の審査</u></b></p> <p><b><u>1. 序文</u></b></p> <p><u>国内段階に移行した意匠国際出願の審査は、専利局が専利法及びその実施細則の規定</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

に基づいて、出願人が意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、ハーグ協定と略す）に従って国際事務局に登録し、中国を指定した意匠国際出願を審査することを指す。専利法実施細則第 148 条の規定に基づいて、意匠国際出願は専利局の審査を経て、拒絶理由が発見されていなければ、専利局が保護の付与の決定を行い、国際事務局に通報する。国内段階に移行した意匠国際出願は、中国意匠専利出願書類の形式的要件を満たしたものとみなす。

本章に係る専利局の意匠国際出願に対する審査範囲は以下の通りになる。

（1）明らかな実体的欠陥の審査は、意匠国際出願が専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項 6 号若しくは専利法実施細則第 11 条に規定される状況に該当するか否か、又は専利法第 2 条第 4 項、第 23 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条の規定を明らかに満たさず、又は専利法第 9 条の規定に基づいて専利権を取得できない場合に明らかに該当するか否かの審査を含む。

（2）その他の書類及び関連手続の審査は、意匠国際出願に係るその他の書類と関連手続が専利法実施細則第 143 条、第 144 条、第 145 条、第 146 条、第 147 条の規定を満たしているか否かの審査を含む。

本章は上述審査における特殊問題についてのみ説明し、規定する。国内出願と同一のその他の問題については、本章に説明と規定がない場合は、本指南第一部分第三章、第四部分第五章、第五部分第十章の規定を参照する。

## **2. 審査の原則**

国内段階に移行した意匠国際出願に対して、次に掲げる原則を根拠に審査を行わなければならない。

（1）国際出願の形式又は内容はハーグ協定及びハーグ協定の 1999 年改正協定と 1960 年改正協定に基づく共通規則の規定に準じ、審査官は形式的な欠陥を理由に意匠国際出願を拒絶してはならない。

（2）明らかな実体的欠陥及びその他の書類と関連手続の審査は、専利法及びその実施細則と審査指南の規定を適用する。

### **3. 審査手続**

#### **3.1 保護の付与の声明の通報**

意匠国際出願は審査を経て拒絶理由が発見されなかった場合、審査官は国際事務局に対して保護の付与の声明を通報しなければならない。保護が付与された意匠国際出願は、国際事務局に拒絶の通報をすることなく権利付与の要件を満たしている国際出願と、拒絶の通報の応答後に権利付与の要件を満たした国際出願とを含む。

#### **3.2 拒絶の通報**

意匠国際出願に明らかな実体的欠陥がある場合、審査官は国際事務局に拒絶の通報を行わなければならない。

拒絶の通報には拒絶の根拠となるすべての理由及び引用される対応の法律条項が含まなければならない。拒絶理由が専利法第 23 条第 1 項、第 2 項又は専利法第 9 条の規定に関わっている場合、さらに当該意匠国際出願に関連する従来意匠又は国内の同様の意匠専利出願若しくは専利の関連情報が含まれなければならない。

#### **3.3 拒絶の通報への応答**

出願人は拒絶の通報を受領した後、指定期間内に専利法第 18 条の規定に基づいて委託手続をし、応答しなければならない。専利法実施細則第 143 条第 2 項の規定により、出願人が応答する際に、中国語で規定を満たした関連書類を提出しなければならない。ただし、応答書類が簡単な説明書、製品の名称及び正投影図の説明などの権利付与されたテキストの補正に関わる場合は、さらに対応する英文テキストを提出しなければならない。

応答書類に新たな欠陥が生じた場合、当該欠陥が補正により解消できるとき、審査官は審査を全面的に行い、出願人に補正通知書を発行しなければならない。当該欠陥が補正により解消できない明らかな実体的欠陥である場合、審査官は出願人に拒絶理由通知書を発行しなければならない。

#### **3.4 拒絶の査定の発行**

出願人が拒絶の通報又は拒絶理由通知書に対して提出した応答書類が通知書で指摘さ

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>れた明らかな実体的欠陥を解消できていない場合、審査官は拒絶の査定を発行することができる。</p> <p>拒絶の査定の内容については、本指南第一部分第三章第 3.5 節の規定を適用する。</p> <p><b>3.5 前置審査と復審後の処理</b></p> <p>本指南第一部分第三章第 3.6 節の規定を適用する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | <p><b>4. 審査の根拠となるテキストの確認</b></p> <p><b>4.1 審査の根拠となるテキスト</b></p> <p>意匠国際出願審査の基礎となるテキストは次に掲げるものを含み得る。</p> <p>(1) 国際事務局によって公表された意匠国際出願の英文テキスト</p> <p>(2) 専利法実施細則第 146 条に基づいて提出した補正テキスト</p> <p>(3) 専利法実施細則第 50 条に基づいて提出した英文の補正テキスト</p> <p><b>4.2 国際事務局によって公表された意匠国際出願書類の効力</b></p> <p>ハーグ協定第 14 条 (1) の規定に基づいて、意匠国際出願は国際登録日より中国において出願された意匠専利出願と同等の効力を享有する。</p> <p>審査官は、国際事務局によって公表された意匠国際出願の英文テキストの中国語の翻訳文を審査し、英文テキストは出願書類の補正の根拠とする。</p> |
|  | <p><b>5. 意匠国際出願書類の審査</b></p> <p><b>5.1 書誌的事項の審査</b></p> <p>意匠国際出願の書誌的事項は国際事務局によって公表されたものに準じる。審査官は通常審査しない。ただし、出願人が専利局によって発行された通知書で指摘された欠陥を解消するために国内手続において書誌的事項を補正した場合は除く。</p> <p><b>5.2 画像又は写真の審査</b></p> <p><b>5.2.1 正投影図の名称及びその注記</b></p> <p>国内段階に移行した意匠国際出願の正投影図の名称及びその注記は、本指南第一部分第三章 4.2.1 節の規定を満たしているとみなされる。</p>                                                                                                                 |

**5.2.2 画像又は写真の明確な表現**

専利法第 27 条第 2 項には、出願人の提出した関連の画像又は写真には、専利の保護を求める製品に係る意匠が明確に表示されていなければならないと規定する。

国内段階に移行した意匠国際出願は、本指南第一部分第三章における意匠の画像又は写真の形式的要求に関する規定を満たしているとみなされる。

審査官は出願人の提出した関連の画像又は写真に保護を求める製品全体又は部分意匠の明確な表現に影響を及ぼす明らかな実体的欠陥が存在するか否かを審査しなければならない。

**5.3 簡単な説明書の審査**

専利法実施細則第 147 条の規定に基づいて、意匠国際出願の国際事務局による公表において、設計要点を含む説明書が含まれた場合、専利法実施細則第 31 条の規定に基づいて簡単な説明を提出したものとみなす。

専利法第 64 条第 2 項の規定によると、意匠国際出願に係る簡単な説明書の内容は、画像又は写真に示された製品の意匠を解釈するのに用いられる。審査官は、意匠の画像又は写真について、簡単な説明書の内容と製品の名称を踏まえ、保護を求める製品の全体意匠又は部分意匠が明確に表現されたか否かについて審査しなければならない。

**5.4 専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項(六)号、専利法実施細則第 11 条及び専利法第 2 条第 4 項に基づく審査**

本指南第一部分第三章第 6 節、第 7 節の規定を適用する。

**5.5 専利法第 9 条と第 23 条第 1 項、第 2 項に基づく審査**

本指南第一部分第三章第 11 節、第 8 節の規定を適用する。

**5.6 専利法第 31 条第 2 項に基づく審査**

国内段階に移行した意匠国際出願について、審査官は専利法第 31 条第 2 項の規定を満たしているか否かについて審査しなければならない。

一件の意匠国際出願に二以上の意匠が含まれた場合、出願人は自発的に又は審査官の審査意見に基づいて分割出願を行うことができる。分割出願は国内出願とみなされる。

専利法実施細則第 146 条の規定に基づいて、出願人が自発的に分割出願を行う場合には、意匠国際出願の国際事務局による公表の日から 2 月以内に提出しなければならない。

出願人が審査官の審査意見に基づいて分割出願を行う場合、遅くとも原出願の国内公告日から 2 月以内に提出しなければならない。上記期間の満了後、又は原出願が拒絶されている場合、又は原出願が取り下げとみなされ権利回復されていない場合は、通常、再度の分割出願を行ってはならない。

分割出願に関わるその他の規定については、本指南第一部分第三章第 9.4 節の規定を適用する。

#### **5.7 専利法 33 条に基づく審査**

本指南第一部分第三章第 10.2 節の規定を適用する。

### **6. その他の書類と関連手続の審査**

#### **6.1 専利代理機構への委託**

意匠国際出願の出願人が国内手続において拒絶の通報の応答又はその他の専利事務を処理するとき、専利法第 18 条第 1 項、専利法実施細則第 18 条の関連規定を満たさなければならない。

出願人が意匠国際出願をするときに、すでに中国の専利法第 18 条に規定する専利代理機構に委託している場合、当該国際出願が国内段階に移行した後、本指南第一部分第一章 6.1.2 節の規定に基づいて委託手続をする必要がある。

委託の解除及び委託の辞退の規定については、本指南第一部分第一章第 6.1.3 節の規定を適用する。

#### **6.2 優先権の審査**

専利法実施細則第 142 条の規定によると、意匠国際出願の国際登録日は専利法第 28 条にいう出願日である。

本節における特殊規定を除き、優先権のその他の規定については、本指南第一部分第三章第 5.2 節の規定を適用する。

##### **6.2.1 外国優先権の主張**

**6.2.1.1 先の出願と優先権の主張を伴う後の出願**

出願人が先の意匠国際出願を基礎に優先権を主張した場合、専利法第 29 条第 1 項の規定に基づいて外国優先権を主張したものとみなす。

**6.2.1.2 優先権主張の声明**

専利法実施細則第 144 条の規定に基づいて、意匠国際出願の国際事務局による公表に一以上の優先権が含まれた場合、専利法第 30 条の規定に基づいて書面による声明を提出したものとみなす。

**6.2.1.3 先の出願書類の副本**

専利法実施細則第 144 条の規定に基づいて、意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合、国際出願の公表の日から 2 月以内に専利局に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。先の出願書類の副本には当該副本の中国語の書誌的事項の翻訳文を含まなくてもよい。期間を経過しても提出されていない場合は、優先権主張はされていなかったものとみなす。

**6.2.1.4 後の出願の出願人**

専利法実施細則第 144 条第 2 項の規定によると、先の出願書類の副本に記載された出願人と後の出願の出願人が不一致の場合、出願人は国際出願の公表の日から 2 月以内に専利局に関連の証明書類を提出しなければならない。出願人が期間を経過しても提出していなかった場合、優先権主張はされていなかったものとみなす。

**6.2.2 国内優先権の主張****6.2.2.1 先の出願と優先権の主張を伴う後の出願**

出願人が先に中国において出願した意匠を基礎として優先権を主張する場合、専利法第 29 条第 2 項の規定に基づいて国内優先権を主張したものとみなす。

後の意匠国際出願の国際登録日の前に、専利局によってすでに先の出願に専利権付与通知書及び登録手続通知書が発行され、かつ出願人が設定登録手続をした場合、後の出願は優先権の主張がされていなかったものとみなす。

**6.2.2.2 優先権主張の声明**

専利法実施細則第 144 条の規定によると、意匠国際出願の国際事務局による公表が一以上の優先権を含む場合、専利法第 30 条の規定に基づいて書面による声明が提出されたものとみなす。

**6.2.2.3 先の出願書類の副本**

本指南第一部分第三章第 5.2.2.3 節の規定を適用する。

**6.2.2.4 後の出願の出願人**

専利法実施細則第 144 条第 2 項の規定によると、先の出願書類の副本に記載された出願人と後の出願の出願人が不一致の場合、出願人は国際出願の公表の日から 2 月以内に専利局に関連の証明書類を提出しなければならない。出願人が期間を経過しても提出しなかった場合、優先権の主張はされていなかったものとみなす。

**6.2.2.5 先の出願を取り下げたとみなす手続**

一以上の国内優先権を主張する後の意匠国際出願が国内段階に移行したとき、初歩審査を経て、規定を満たしていると判断された場合、対応する先の出願が意匠専利出願であり、かつ登録手続が行われていないとき、当該先の意匠出願は取り下げたものとみなされる。

取り下げたものとみなされた先の出願は回復の請求を請求することはできない。

**6.2.3 優先権主張の取り下げ**

出願人は専利局に優先権主張の取り下げを提出することができない。

**6.2.4 優先権主張費**

優先権を主張する場合、意匠国際出願公表の日から 2 月以内に専利局に優先権主張費を納付しなければならない。期間を経過しても納付されていない場合、又は納付額が不足している場合、優先権の主張はしていなかったものとみなす。

優先権を主張していなかったものとみなされた場合、すでに納付した優先権主張費は返還しない。

**6.2.5 優先権主張の回復**

意匠国際出願が優先権を主張していなかったものとみなされた場合は回復することができない。

**6.3 新規性を喪失しない公開**

専利法実施細則第 145 条の規定によると、出願人が専利法第 24 条第（二）号又は第（三）号に列挙された状況が存在すると主張した場合、意匠国際出願時に声明しなければならず、国際出願の公表の日から 2 月以内に専利局に関連規定を満たす証明書類を提出しなければならない。

出願人が専利法第 24 条第（一）号、第（四）号に列挙された状況が存在すると主張した場合、国務院専利行政部門が必要と認めるときは、出願人に指定期間内に専利局に証明書類を提出することを求めることができる。

審査官は、証明材料に明記された関連の日付及び内容が保護を求める意匠に明らかに関連しているか否かについて審査しなければならない。